（国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に、「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に、「千分の五十から千分の九十まで」を「千分の三十から千分の百二十まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　交流派遣職員に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

第二章　経過措置

（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による職域加算額に係る改正前私学共済法の規定の読替え）

第十二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）の規定（同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条		
第二十条第二項第一号	退職共済年金	旧職域加算退職給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第二十条第二項第二号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（同項に規定する給付のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
第二十条第二項第一号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第二十条第二項第二号	障害共済年金	旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするものをいう。）
第二十条第二項第四号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第二十四条第一項	一円に満たない端数を生じたときは、	五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは
第二十四条第三項	五十円	五十銭
	百円	一円

第四十七条の三第一項及び第五項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付

2　改正前私学共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付をいう。以下同じ。）については、同項の規定にかかわらず、改正前私学共済法第三十六条及び第三十八条並びに平成二十四年一元化法附則第百四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）附則第五条の規定は、適用しない。

3　改正前私学共済法による職域加算額については、私立学校教職員共済法第三十六条及び第三十八条の規定を適用する。この場合において、同法第三十六条第一項中「給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項に規定する給付に関する決定、掛金」とする。

（施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付に係る改正前私学共済法の規定の読替え）

第十三条　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付に係る同条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法（次条第一項において「なお効力を有する改正前私学共済法」という。）第二十四条第三項及び第四十七条の二の規定の適用については、同項中「五十円」とあるのは「一円」と、同条中「第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第六項（同法第八十七条第三項」とあるのは「厚生年金保険法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項」と、「同法第七十九条第六項」とあるのは「同法第四十六条第六項」とする。

2　前条第二項及び第三項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付について準用する。この場合において、前条第二項中「同項」とあるのは、「平成二十四年一元化法附則第七十九条」と読み替えるものとする。

（端数処理に関する経過措置）

第十四条　前条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前私学共済法第二十四条第三項の規定は、平成二十八年四月以後の月分の年金の支払額について適用する。

2　前項の規定は、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年国共済改正法（平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をいう。）附則第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する旧私学共済法による年金である給付について準用する。

（改正前私学共済法による職域加算額に係る平成二十四年一元化法附則第百二十二条の規定の適用に関する経過措置）

第十五条　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付の受給権を有する者に対し平成二十四年一元化法の施行の日以後に改正前私学共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において同じ。）を支給する場合には、改正前私学共済法による職域加算額を平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付とみなして、平成二十四年一元化法附則第百二十二条の規定を適用する。

（改正前私学共済法による職域加算額のうち職務等によるもの及び厚生年金保険法による障害厚生年金等の支給を受ける場合における労働者災害補償保険法の適用に関する経過措置）

第十六条　改正前私学共済法による職域加算額（なお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する国共済経過措置政令（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生